25　ロコ・ロンドン貴金属取引

Q

Xは、突然自宅を訪問したY社の営業マンから、「金が暴騰しています。ロンドン市場の金を買いませんか。」などと告げられ、「ロコ・ロンドン貴金属取引」と称する取引を勧誘されました。

Y社の営業マンは、勧誘の際、「ロンドンの金取引は世界的に大変信用のある市場です。」「今、100万円を出してもらえれば、1か月後には少なくとも倍にしてお返しします。」「100万円出せば、値上がり益以外にも、1日800円の利息がもらえます。」「金の現物を手元に残すこともできますよ。」「当社はお客さんからの注文をロンドン市場の参加業者にきちんと繋いでいますから安心です。」などと説明してきたので、Xは、取引の仕組みについてほとんど理解できませんでしたが、営業マンの説明を信じて取引を始めることを承諾し、言われるままに証拠金として100万円を預託しました。

ところが、数日後、知人にこの話をしたところ、「怪しい取引にだまされているのではないか。」と言われたため不安になり、Y社に「取引をやめたい。」と申し出たところ、「相場が下落し、現在の返還可能額は30万円しかない。」と言われてしまいました。

Xは、Y社に対し、預託した証拠金100万円の返還を請求したいと考えていますが、どのような方途を採ればよいでしょうか。

A

1　平成19年6月20日付けの「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令」により、新たに、「決済用資金を預かって行う現実の商品引渡がない物品売買取引の仲介サービス」が規制対象として追加されたことから（特定商取引

令別表3二十一イ)、平成19年7月15日以降に行った契約については、クーリング・オフが可能となる場合があります。

2　Xは、消費者契約法4条1項2号（断定的判断提供）および4条1項1号（不実告知）により、本件契約を取り消し、預託した証拠金全額の返還を請求することが考えられます。

3　Xは、本件取引が賭博行為に該当し公序良俗違反により無効であることを主張して、預託した証拠金100万円全額の返還を請求することも考えられます。

4　Xは、不法行為に基づく損害賠償として、Y社に対し、本件取引による損害を請求することが考えられます。

解　説

1　広がる「ロコ・ロンドン貴金属取引」による被害

本ケースでXが勧誘された「ロコ・ロンドン貴金属取引」と称する取引ですが、近年急速に広まった新手の投資商品として、多くの投資被害者を出しており、経済産業省のホームページでも注意喚起がなされています（「「ロコ・ロンドン取引」と称する金（貴金属）の取引及び海外商品先物オプション取引にご注意下さい」http://www.meti.go.jp/policy/commerce/a00/2007/0131.html）。

2　ロコ・ロンドン取引の危険性および問題点

「ロコ・ロンドン貴金属取引」と称する取引の具体的な内容・仕組みについては、末尾の「**一口メモ**」に概略をまとめてありますのでそちらをご参照ください。そして、本取引については以下に述べるような危険性および問題点が指摘されています。

(1)　証拠金取引としての高リスク性

例えば、50万円を預けて100トロイオンスの金を買い付ける契約を

した場合を考えてみましょう。金の買付価格を１トロイオンス当たり600ドル、為替レートを１ドル＝120円として計算すると、取引総額は円換算で720万円となります。このように、50万円の証拠金でその約14倍もの金を買い付けることとなるため、例えば金相場が42ドル下落したり、円相場が対ドルで９円円高に振れただけで、預けた証拠金をすべて失うことになってしまうため、極めてリスクの高い取引です。

(2)　業者と顧客との「相対取引」

さらに問題なのは、業者は「ロコ・ロンドン市場」への注文の委託を受けて、あたかも市場に注文を出しているかのような体裁を取り繕っていますが、「ロコ・ロンドン市場」において実際に取引を行ったり、市場参加者に注文を取り次いでいるかは極めて疑わしいという点です。市場への注文取次ぎがなされていないのであれば、業者と顧客とが、直接、相互に「売主」「買主」となって差金決済契約の当事者となっていることになり（相対取引）、「ロコ・ロンドン市場」における金現物価格および為替変動を指標として、計算上の損得を競い合っているにすぎないということになります。この場合、業者と顧客は、業者の利益が顧客の損、業者の損が顧客の利益となる訳ですから、このような利害対立関係にある業者に対し、顧客の利益に配慮した適正な勧誘・業務遂行を行うことを期待できるかは極めて疑問である上、顧客が預託した証拠金が適正に保全されるかについても懸念があります。

(3)　賭博行為への該当性

このように、業者と顧客とが、直接、相互に「売主」「買主」となって差金決済契約の当事者となっている（相対取引）場合には、金相場や為替相場は差金決済の単なる指標として利用されているにすぎないことから、偶然の事情によって財物の得喪を争う行為として賭博行為に該当し、公序良俗違反により無効となるという見解も有力です。

(4) 根拠不明の「スワップ」

また、実際の市場取引の裏付けがない以上、金のリース料とドルの金利とのレート差を理由とする「スワップ」と称する金利が発生する根拠も不明といわざるを得ません。

(5) まとめ

このように、「ロコ・ロンドン貴金属取引」は、極めてリスクの高い投機取引である上、そもそも、正当な社会的意義を有する適正な金融商品といえるかという点についても疑問を呈されている取引であり、一般人が安易に手を出すのは極めて危険といわざるを得ません。

3　Xの救済方法

では、Xは被害回復のためどのような主張を行うべきでしょうか。

(1) クーリング・オフ解除（特定商取引9）

平成19年6月20日付けの「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令」により、新たに、「決済用資金を預かって行う現実の商品引渡がない物品売買取引の仲介サービス」が規制対象として追加されました（特定商取引令別表3二十一イ）。

これにより、①平成19年7月15日以降に行った契約については、②法定書面（契約書面。特定商取引5）を受領した日から起算して8日間は、クーリング・オフによる無条件解除が可能となりました。

なお、法定書面は法定記載事項（事業者名、担当者名、商品名、クーリング・オフ告知など）を満たしていなければならず、法の要求する記載事項を欠いた書面を交付したにすぎないような場合には、法定書面の交付があったとはいえません。したがって、クーリング・オフ期間は進行しないことになるので、8日を経過した以降もなおクーリング・オフが可能となります。

本ケースにおいては、Y社の営業マンがX宅を訪問して契約を行っ

ていることから「訪問販売」に該当します。そして、Y社の営業マンは、Y社の業務につき、ロコ・ロンドン市場の参加業者との取引を仲介する旨の説明をしているところ、Y社があくまでこのような業態であることを主張するのであれば、本件契約は「決済用資金を預かって行う現実の商品引渡がない物品売買取引の仲介サービス」に該当することになり、特定商取引法が適用されます。したがって、平成19年7月15日以降に締結された契約であれば、クーリング・オフ解除により、預託した証拠金全額の返還をY社に請求できます。

(2)　消費者契約法による救済方法

ア　断定的判断提供による取消し（消費者契約4①二）

Y社の営業マンは、Xに対して本件取引を勧誘する際、「今、100万円を出してもらえれば、1か月後には少なくとも倍にしてお返しします。」と告げています。

これは、「本件取引における1か月後の差金決済による損益」という本件契約の「目的」につき、本来であれば「将来における変動が不確実な事項」であるにもかかわらず、確実でない事項が確実であると理解させるような決め付けを行ったものであり、消費者契約法4条1項2号の「断定的判断の提供」に該当することは明らかです。したがって、Xが営業マンより示された当該判断を確実なものと誤認して本契約を締結したのであれば、Xは本件契約を取り消し、預託した証拠金全額の返還をY社に請求できます。

イ　不実告知による取消し（消費者契約4①一）

消費者契約法4条1項1号は、「重要事項」（消費者契約4④）につき、「事実と異なることを告げること」によって消費者がその旨誤認した場合には、消費者は当該契約を取り消すことができると規定します。

本ケースにおいて、Y社の営業マンは、Xに対して本件取引を勧誘する際、「金の現物を手元に残すこともできますよ。」「当社はお客さん

からの注文をロンドン市場の参加業者にきちんと繋いでいますから安心です。」などと告げています。

本件取引において差金決済以外に現物の受渡しが可能であるか否かは、「決済方法」として正に本件取引の「取引条件」（消費者契約４④二）に該当します。また、顧客からの注文が現実にロコ・ロンドン市場の参加業者に繋がれているか否かは、本件取引の仕組みの根幹部分であって、「内容」（消費者契約４④一）ないしは「取引条件」（消費者契約４④二）に該当します。そして、いずれも、「消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」であることは明白ですから、「重要事項」に該当します。

そして、末尾の「**一口メモ**」に記載したように、「ロコ・ロンドン貴金属取引」を行っている業者のほとんどは、約款では差金決済を規定するのみで現物の受渡しなど行っておりませんし、「ロコ・ロンドン市場」の市場参加者に注文を取り次いでいるかも極めて疑わしいというのが実態です。したがって、このような場合には、Ｙ社の営業マンの当該説明は重要事項についての不実告知に該当し、これによってＸがその旨誤認して本件契約を締結したのであれば、Ｘは消費者契約法４条１項１号により本件契約を取り消し、預託した証拠金全額の返還をＹ社に請求できます。

(3)　その他の救済方法

ア　公序良俗違反による無効主張（賭博行為論）

2(2)で述べたように、市場において実際に取引が実行されない「ロコ・ロンドン貴金属取引」のような私的差金決済取引については、賭博罪の構成要件に該当するものであり、法令または正当な業務による行為として違法性阻却がなされない限り、少なくとも一般消費者に対して勧誘される場合には、公序良俗に反し無効となるという見解が有力に主張されており（日本弁護士連合会「「ロコ・ロンドン金取引」商法の被害

に関する意見書」（平成19年３月16日）など）、本ケースにおいても、Ｘは、本件契約が賭博行為に該当し公序良俗違反により無効である旨を主張して、預託した証拠金全額の返還を請求することが考えられます。

イ　不法行為に基づく損害賠償請求

本ケースでは、Ｙ社の営業マンが、Ｘに対し、①断定的判断を提供して、その適正な投資判断を妨げたこと、②本件取引の仕組みや危険性につき、Ｘの知識・経験に照らし、具体的に理解させるような十分な説明を行わなかったばかりか、むしろ、取引内容・条件について不実告知を行いその理解を妨げており、説明義務を履行したとは認められないこと、などの違法行為が存在します。そこで、Ｘは、Ｙ社に対し、不法行為（あるいは債務不履行）に基づき、本件取引により被った損害の賠償を請求することも可能です。

参考判例

東京高判平18・９・21金融商事1254・35

○「ロコ・ロンドン貴金属取引」と同様の私的差金決済取引である外国為替証拠金取引に関し、賭博行為に該当し公序良俗違反として無効であると明確に認定した事例。

●内容証明郵便●

通　知　書

前略

私は貴社に対し、次のとおり通知します。

1　私は、平成○○年○○月○○日、自宅を訪問した貴社営業社員から「ロコ・ロンドン金スポット取引」なる取引（以下、「本件取引」といいます。）を勧誘され、同日、その預託証拠金として100万円を貴社に預託しました。

2　クーリング・オフ

本件取引は、「決済用資金を預かって行う現実の商品引渡がない物品売買取引の仲介サービス」として特定商取引法の指定役務に該当し、かつ、本件取引契約は訪問販売によって締結されたものですから特定商取引法の適用を受けます。

よって、私は、本通知書をもって、本件取引契約をクーリング・オフ解除します。

3　契約の取消し

ア　また、貴社営業社員は、私に対して、本件取引を勧誘するに際し、次のように説明しました。

「金が暴騰しています。ロンドン市場の金を買いませんか。」

「ロンドンの金取引は世界的に大変信用のある市場です。」

「今、100万円を出してもらえれば、1か月後には少なくとも倍にしてお返しします。」

「100万円出せば、値上がり益以外にも、1日800円の利息がもらえます。」

「金の現物を手元に残すこともできますよ。」

「当社はお客さんからの注文をロンドン市場の参加業者にきちんと繋いでいますから安心です。」

しかし、実際には、本件取引では金現物の受渡しによる決済は予定されておらず、かつ、本件取引は市場へ注文取次ぎをする訳ではなく貴社との相対取引であったことが判明しています。

イ　貴社営業社員の「今、100万円を出してもらえれば、1か月後には少なくとも倍にしてお返しします。」との説明は、将来受け取るべき金銭につき断定的判断を提供するものであり、これによって、私はその旨誤認して本件取引を承諾するに至ったものです。

さらに、「金の現物を手元に残すこともできますよ。」「当社はお客さんからの注文をロンドン市場の参加業者にきちんと繋いでいますから安心です。」との説明は、本件取引の「取引条件」ないしは「内容」という重要事項についての不実告知であり、その結果、私は「金の現引きも可能である。」「しかるべき市場に注文が取り次がれている。」と誤認して、本件取引を承諾したものです。

ウ　したがって、私は、消費者契約法4条1項2号あるいは同法4条1項1号に基づき、本件取引契約を取り消します。

4　契約の無効

貴社の勧誘する「貴金属スポット取引」なる取引は、「金などの貴金属相場の変動という偶然の事情によって財物の得喪を争う行為」であって刑法上の賭博罪に該当するものであり、そもそも公序良俗に反し無効な取引であることは明らかです。

5　不法行為

このように、本件取引は、公序良俗に反する違法な取引であ

り、かつ、私と貴社との相対取引であって利益相反関係にあるところ、当事者である貴社が一方的に売買価格および為替を設定しており、貴社において取引相手方の取引結果を自由自在に左右することが可能なのですから、結局、本件取引はいわゆる「いかさま賭博」であり、詐欺行為にほかなりません。

このような取引を勧誘し、取引に引き入れた貴社の行為には不法行為が成立することは明らかです。

6　預託証拠金の返還請求

以上より、私は、貴社に対し、本件取引契約の取消しないしは無効に基づく原状回復請求として、あるいは、不法行為に基づく損害賠償として、支払済みの預託証拠金100万円の返還を請求します。

本通知書到達後10日以内に下記口座に送金してお支払いください。

記

○○銀行　○○支店　普通預金口座

（口座番号）○○○○○○○

（名 義 人）○○○○

7　以上のとおり通知します。

草々

平成○○年○○月○○日

○○県○○市○○町１丁目２番３号

○　○　○　○　印

東京都○○区○○町４丁目５番６号

株式会社　○　○　○　○

代表取締役　○　○　○　○　殿

一口メモ

「ロコ・ロンドン貴金属取引」とは

1　ロコ・ロンドン市場（金現物取引の中心）

「ロコ・ロンドン」とは、貴金属の現物市場のうち「ロンドンにおいて受渡しをすることを条件とした取引」のことであり、世界の金現物取引の中心的な市場として知られています。ただし、「市場」といっても、「取引所」などで集中売買をしている訳ではなく、市場参加者は、電話やロイター端末を通じたロイターディーリングやインターネットなどによって相対で取引を行っています。最低取引単位は5,000トロイオンス（1トロイオンス＝31.1035グラム）が主流であり、市場参加者はロンドンに口座を開設し、電話やテレックスで各社の口座間で残高を振り替える方法で決済を行っています。ロコ・ロンドンでは、フィキシング・メンバーと呼ばれる5大業者によって、金のスポット価格を決定しており、この価格が世界的な金の価格指標として広く利用されています。

2　「ロコ・ロンドン貴金属取引」とはどのような取引か

いわゆる「ロコ・ロンドン貴金属取引」と称する取引は、上記のロンドン市場における貴金属相場の数値を利用した相対での差金決済取引であり、その内容はおおむね次のようなものとされています。

・一定数量を1単位とする金または銀などの貴金属の現物をドル建で売買する。
・売買代金の総額を要せず、一定割合の証拠金を預託することで取引できる（証拠金取引）。
・貴金属の現物を受渡しすることは予定されておらず、反対売買による差金決済が前提とされている（差金決済取引）。
・「スワップ」と称する金利の受払が行われる。
・決済期限の先延ばし（ロールオーバー）を繰り返すことで事実上無期限となっている。

（加藤　了嗣）

38　インターネットショッピング

Q　会社員のXは、インターネット上で、Y社の販売するビデオソフトの広告を見て、表示されていた収録時間や収録内容を確認の上、ビデオソフト3本の注文をし、代金総額3万6,000円を指定口座に送金しました。約1週間してから、Y社からXの自宅に、宅配便で商品（ビデオソフト3本）が送られてきましたが、中に入っていたビデオソフト3本は、いずれも収録時間がインターネット上の表示の約3分の1程度で、収録内容もいずれもインターネット上の表示とはかなり異なっていました。Xが、Y社担当者に対して、商品発送上のミスではないかと問い合わせたところ、Y社担当者は、既に送付したビデオソフト3本が注文の品そのものだと突っぱねました。このような場合、Xはこのビデオソフト3本の売買契約を取り消すことができるでしょうか。

A　Y社が、その販売にかかるビデオソフトの広告として、本件各商品に関する実際とは異なる収録時間および収録内容をインターネット上に表示した行為は、「重要事項について事実と異なることを告げること」、すなわち、消費者契約法上の不実告知に該当し、これによりXは、Y社によってインターネット上表示された内容（収録時間、収録内容）が事実であると誤認していますから、Xは、消費者契約法4条1項1号に基づき、Y社に対してなしたビデオソフト3本を買うことについての申込みの意思表示を取り消すことができます。

解　説

1　はじめに

昨今の急激なインターネットの普及に伴って、本ケースのようなインターネットを利用した通信販売などの電子商取引が盛んに行われるようになりました。自宅にいながら、インターネットでカタログを見て商品が購入できるという便利さもありますが、電子商取引という形式から発生する固有の問題点や本ケースのようなトラブルも多く発生する可能性があります。

本ケースは、いわゆる不実告知の場合ですが、インターネットを利用しての商取引であることから、「勧誘をするに際し」といえるか、いつ契約が成立したのかなど、電子商取引固有の問題点も含んでおり、消費者契約法でどのように対応できるかが問題となります。

2　誤認類型における消費者取消権（消費者契約４①・②）

消費者契約法は、消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示を取り消すことができる場合として、事業者の情報提供方法・内容が不適切であったがゆえに消費者が誤認した場合を挙げています。具体的には、①不実告知（消費者契約４①一）、②断定的判断の提供（消費者契約４①二）、③不利益事実の不告知（消費者契約４②）のいずれかを伴う勧誘行為がなされ、これにより当該消費者が誤認をし、消費者契約の申込み・承諾の意思表示をしたときには、当該消費者がこれを取り消すことができるというもので、これら３つの態様を総称して誤認類型と呼んでいます。本ケースの場合は、このうち、不実告知が問題となります。

3　本ケースの場合

(1)　本ケースの検討

本ケースの場合、Y社は、その販売にかかるビデオソフトの広告として、本件各商品に関する実際とは異なる収録時間および収録内容をインターネット上に表示していますから、これが前記の誤認類型のうちの不実告知に当たるかどうかが問題となります。

(2)　「重要事項」の不実告知

消費者契約法上の不実告知とは、「重要事項について事実と異なることを告げること」をいい（消費者契約4①一）、「重要事項」とは、「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容」あるいは「物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件」であって、「消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべき」程度の重要性がある事項をいいます（消費者契約4④）。

本ケースのようにビデオソフトの収録時間や収録内容は、当該商品の性質を決定付けるものであることは明らかですから、これらが「質」に該当することは間違いないでしょう。

次に、「重要事項」といえるためには、「消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきもの」でなければなりませんが、これは要するに、消費者が事業者から勧誘を受けるに当たって、当該事業者から不実（真実に反する事実）の告知がなされなければ一般的平均的な消費者の立場に立ってもそのような契約は締結しなかったであろうと評価できる場合を意味します。本ケースの場合、Xでなくても、一般的平均的な消費者であれば、収録時間の長さを実際の長さの約3倍と表示されたりしなければ、また、かなり異なった収録内容を表示されたりしなければこのような契約をしなかったであろうと考えられ、このような表示は契約締結の可否に通常影

響を及ぼすものと評価できますから、本ケースでは重要性についての要件も満たしています。

さらに、本ケースでは、Xが事実と異なることを告げられたか否かが問題となりますが、「事実と異なること」とは、真実または真正でないことをいい、本ケースの3本のビデオソフトについては、実際の収録時間が表示の約3分の1の長さであり、また、表示された収録内容と実際の収録内容との間にかなりの違いがあったのですから、Y社によるインターネット上の前記表示は、不実告知に該当します。

(3)　インターネットを利用した電子商取引固有の問題

まず、本ケースにおいて、Y社がその販売にかかるビデオソフト商品をインターネット上で広告した行為は、法律上は、相手方に申込みの意思表示をさせることを目的とする申込みの誘引と評価できるでしょう。販売者側がこのような申込みの誘引をする場合、通常は、当該申込みの誘引に応じて消費者が申込みの意思表示をし、これを受けて販売者側が承諾の意思表示をして契約が成立するという過程をたどることになります。本ケースの場合も正にこのようなケースです。

消費者取消権が発生するための要件のうち、各類型に共通する要件として、「勧誘をするに際し」という要件があります。この「勧誘」とは、消費者の契約締結の意思形成に影響を与える程度の勧め方をいいますが、この点、不特定多数向けのものなど客観的にみて特定の消費者に働きかけ、個別の契約締結の意思形成に直接に影響を与えているとは考えられない場合（例えば、広告、チラシの配布、商品の陳列など）は「勧誘」に含まれないとの解釈をとっています（内閣府国民生活局消費者企画課編『逐条解説　消費者契約法［新版］』93頁（商事法務、平19））。しかしながら、本ケースのようにインターネット上で商品の広告をすることは、上記のとおり申込みの誘引と評価できること、また、インターネット上の広告でもこの申込みの誘引に応じた消費者が申込みの意

思表示をすれば直ちに個別の契約関係に進展する性質を有していることなどから、本ケースのようにインターネット上の広告でも「勧誘」と評価することができます。前述のような限定的な解釈では、今後このような電子商取引が盛んになることを考えれば、消費者契約法の立法趣旨を没却することになると思われます。

最後に、本ケースのようにインターネットを利用した通信販売の場合、契約成立時はいつなのかという問題があります。この点については、消費者の購入申込みに対し、販売者側がこれを承諾する旨のメッセージを消費者側のコンピュータに送信した時、あるいは、販売者側が注文にかかる商品を当該消費者あてに発送する手続を完了した時に契約が成立したと考えられます。販売者側が以上のような行為をなした場合には、消費者の申込みを承諾する旨が外部的にも明確となるからです。本ケースにおいても、現実に販売者側がビデオソフト３本の発送手続を完了していますから、遅くともこの時期には売買契約が成立したものといえます。

4　消費者取消権の行使期間

消費者取消権は、追認をすることができる時から６か月、または当該消費者契約の締結時から５年間のいずれかの期間が経過すると行使できなくなります（消費者契約７①）。これは、消費者契約が事業者の行う取引でもあるため、迅速な処理が求められ、早期の安定化に対する要請が高いためです。

本ケースでは、Ｘがビデオソフトを確認し、インターネット上の表示と異なることに気付いた時点から６か月または、契約締結から５年を経過すると消費者取消権の行使はできません。

5　本ケースのまとめ

Y社が、その販売にかかるビデオソフトの広告として、本件各商品に関する実際とは異なる収録時間および収録内容をインターネット上に表示した行為は、「重要事項について事実と異なることを告げること」、すなわち、消費者契約法上の不実告知に該当しますし、これによりXは、Y社によってインターネット上表示された内容（収録時間、収録内容）が事実であると誤認し、さらに前記3で検討したようにその他の要件も具備していますから、Xは、消費者契約法4条1項1号に基づき、Y社に対してなしたビデオソフト3本を買うことについての申込みの意思表示を取り消すことができ、既に支払った代金3万6,000円の返還を請求することができます。

（元松　茂）